



2024年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社 GENDA
代 表 者 名 代表取締役社長 申 真衣
(コード番号：9166 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 CFO 渡邊 太樹
(TEL 03-6281-4781)

定款の一部変更に関するお知らせ(変更内容の追加)

株式会社 GENDA (本社：東京都港区、代表取締役会長：片岡 尚、代表取締役社長：申 真衣、以下「当社」) は、本日開催の取締役会において、本年4月26日開催予定の当社第6回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、2024年3月11日に「定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示した現行定款第12条(株主総会の招集)に加えて、現行定款第2条(目的)に事業目的を変更することとしております。

記

1. 定款変更の目的

当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

また、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスク低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条(株主総会の招集)に第2項を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年4月26日(金)
定款変更の効力発生日	2024年4月26日(金)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
<p>第2条 (目的)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 通信回線を利用したソフトウェアの企画、制作、提供及び販売</p> <p>(4) 玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、<u>食品</u>、家庭用電気製品、化粧品等の企画、開発、製造、販売及び輸出入</p> <p>(5) ~ (7) (省略)</p> <p>(8) 映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、駐車場、エステティック、リラクゼーション等の<u>娯楽施設</u>の企画・運営</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) 音楽、文字、映像情報を処理、加工するデータベース、端末機器及びそれに関わる記録媒体の企画、開発、販売、賃貸</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>(1) ~ (2) (現行通り)</p> <p>(3) <u>インターネット、携帯情報端末機、通信回線を利用したソフトウェア、ロボット、電子機器等</u>の企画、制作、提供、販売、<u>運用及び保守</u></p> <p>(4) 玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、<u>食料品</u>、家庭用電気製品、化粧品、<u>スポーツ用品、アミューズメント用景品</u>の企画、開発、製造、販売及び輸出入</p> <p>(5) ~ (7) (現行通り)</p> <p>(8) 映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、<u>保育園その他の保育施設</u>、駐車場、エステティック、リラクゼーション等の<u>各種施設</u>の企画・運営</p> <p>(9) (現行通り)</p> <p>(10) 音楽、文字、映像情報を処理、加工するデータベース、端末機器及びそれに関わる記録媒体の企画、開発、販売、賃貸、<u>放送、上映及び配給並びにこれらの仲介、代理</u></p>

<p>(11) ~ (26) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(27) ~ (29) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(30) ~ (31) (省略)</p>	<p>(11) ~ (26) (現行通り)</p> <p><u>(27) 投資事業組合財産の運用、管理及び投資事業組合に対する出資</u></p> <p>(28) ~ (30) (現行通り)</p> <p><u>(31) インターネットを利用した各種商品の販売並びに EC (電子商取引) サイトの開設及び運営</u></p> <p>(32) ~ (33) (現行通り)</p>
<p>第 3 条~第 11 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条~第 11 条 (現行通り)</p>
<p>第 12 条 (株主総会の招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 12 条 (株主総会の招集)</p> <p><u>1. (現行通り)</u></p> <p><u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第 13 条~第 49 条 (条文省略)</p>	<p>第 13 条~第 49 条 (現行通り)</p>